

2022年10月17日

お客さま各位

旧姓による預金口座開設等の取扱いについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

岐阜信用金庫では、働きやすい社会づくりの一環として、令和2年1月より、旧姓による預金口座の取扱いを行っております。

内閣府では、関係各省と連携の下、女性活躍の視点に立った制度等の整備として、婚姻等により戸籍上の氏（姓）が変わった場合でも、職場等で旧姓を通称として使い続けられるような取り組みを進めています。

当金庫におきましても、すべての人が働きやすい活躍できる環境の整備に、今後も取り組んでまいります。

記

1. ご用意いただくもの

(1) 旧姓が併記された本人確認書類（お住まいの市区町村への申請が必要となります）

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・住民票

(2) お取引に使用のご印鑑

2. 対象となるお取引

普通預金、定期預金等の預金取引

※マル優のお取引や融資取引をご利用のお客さまなど、旧姓によるお取扱いができない場合があります。

3. その他

(1) 男性・女性を問わず、すべてのお客さまが対象となります。

(2) 当金庫のお取引において、旧姓と現姓の併用はお取扱いできません。

以 上